

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、派遣元会社であるA所在の会社B（以下「派遣元」という。）より、派遣先企業である会社C（以下「事業場」という。）に1日のみ派遣され、製本補助、梱包、製品積み直し業務等に従事した。
- 2 請求人は、同日、○冊入りの段ボールの梱包作業をしたところ、左手首に痛みが出現したとして、同月○日、D医院に受診し「左肩関節周囲炎」と診断され、同年○月○日、E病院に受診し「左肩部筋痛、左肩骨折の疑い」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、決定書理由(略)に説示のとおり、「左肩関節周囲炎、左肩部痛」(以下、「本件疾病」という。)を発症したものと認められる。

本件疾病は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。)に例示された疾病ではないものの、上肢障害の診断名は多様なものとなることが考えられること及び請求人主張の災害発生状況から、認定基準により判断することが妥当であると認められる。

- (2) 認定基準によれば、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間(6か月程度以上)従事した後に発症したものであることが必要とされている。

請求人が従事した業務は、決定書理由(略)に説示のとおり、「上肢等に負担のかかる作業」と認められるものの、請求人は、事業場において当該作業を開始した○年○月○日の昼休憩時間には違和感があり、○時頃には痛みがひどくなった旨申述しているものであり、当該業務に相当期間従事した後に発症したものと認めることはできない。

- (3) なお、認定基準では、例外的な取扱いとして、3か月程度の期間に集中的に過度の負担がかかった場合、上肢障害が発症することがあるとされているが、請求人の場合、上記2(2)に説示のとおり、作業を始めた当日に症状を訴えているものであることに加え、一件資料を見ても、当該業務が過度の負担のかかる作業に該当するものとは判断できないことから、かかる例外的な場合に該当しないことも明らかである。

- (4) 念のため、本件疾病と業務との関係に関する各医師の医証を検討しても、決定書理由に説示するとおり、医学的にみて、本件疾病と業務との間に因果関係を認めることは困難であると判断する。

- (5) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるもので

あるとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。